

飯田市公共事業用地の取得に伴う代替地の媒介等に関する協定の締結について

1 趣旨

リニア関連事業等において、移転を余儀なくされる方の代替地を確保するため、長野県宅地建物取引業協会南信支部のご理解とご協力のもと、代替地の情報提供と媒介（仲介）について提携します。

代替地確保のための3つの方法

- ① 代替地登録制度による方法
- ② 飯田市による新規造成又は道路整備による方法
- ③ 宅建業協会（宅建業者）と連携し、情報提供等をお願いする方法 ⇒ 本協定

2 この協定が適用される事業

飯田市が事業主体となる事業になります（駅周辺整備事業など）。

※JR東海が事業主体となる事業、長野県が事業主体となる事業は、すでに同様の協定を締結しております。

3 協定の主な内容

- ① 情報提供の依頼 [移転者 → 飯田市 → 南信支部 → 支部会員]
- ② 情報の提供 [支部会員 → 南信支部 → 飯田市 → 移転者]
- ③ 代替地の特定（決定）
- ④ 媒介 [飯田市 ⇄ 宅建業者]
- ⑤ 三者による代替地の売買契約 [飯田市・移転対象者・代替地提供者]

4 媒介報酬（手数料）について

この協定により代替地を取得した場合の手数料は、飯田市が負担します。ただし、事業用地の価格を上限とする代替地の価格を、国が定める基準で求めた額となります。

移転者が自ら宅建業者に依頼し、手数料を支払い、代替地を取得した場合は、損失補償基準に基づき、補償金として支払います。

5 協定期間

平成30年3月15日から飯田市代替地登録制度の適用期限（平成38年3月31日）までとします。